

## 「(仮称)新宿区マンション等まちづくり方針」(素案) に関するパブリック・コメント ～皆様のご意見をお聴かせください～

区では、平成 30 年 1 月に策定した「新宿区住宅マスタープラン」に基づき、様々な住宅施策に取り組んでいます。このたび、現在の社会経済情勢や人々のライフスタイルの変化に対応した、快適でゆとりある住環境づくりや防災性が高く環境に配慮したまちづくりを推進するため、「(仮称)新宿区マンション等まちづくり方針」(素案)をとりまとめましたので、パブリック・コメントを実施し、皆様から広くご意見を募集します。なお、ご意見に対する区の考え方は、区ホームページにおいて後日公表します。

### 記

#### 【募集期間】

令和6年6月 26 日(水)から令和6年7月 26 日(金)まで(必着)

#### 【意見を提出できる方】

- ① 区内に住所のある方
- ② 区内に事務所又は事業所がある方(法人、団体も含む)
- ③ 区内の事務所又は事業所に勤務する方
- ④ 区内の学校に在学する方
- ⑤ その他素案に直接的な利害関係があると認められる方

#### 【資料の閲覧場所】

- ◆(仮称)新宿区マンション等まちづくり方針(素案)の全文は、以下の場所で閲覧できます。  
都市計画課(本庁舎8階)、区政情報課(本庁舎3階)、区政情報センター(本庁舎1階)、特別出張所(10所)、区立図書館(10館)
- ◆新宿区ホームページでは、以下の URL で素案の全文の掲載と、素案を説明する動画の配信を行っています。  
[https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/toshikei01\\_000001\\_00072.html](https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/toshikei01_000001_00072.html)



#### 【提出方法】

- ① 郵送
- ② ファックス
- ③ 持参(都市計画課窓口での受付となります。閉庁時間及び土日祝日を除きます。)
- ④ 区民意見システム(区ホームページからお寄せください。)

※意見を提出する際は必ず、住所、氏名をご記入ください。なお、ご意見に対する区の考え方を公表する際には、氏名など個人が特定できる情報は公開いたしません。

#### 【提出先】

新宿区 都市計画部 都市計画課 都市計画係  
〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区役所8階  
電話:03(5273)3527 FAX:03(3209)9227